仙台市教育委員会 御中 (教育局教育人事部教職員課扱い)

> 仙台市情報公開審査会 会長 中林 暁生

仙台市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成 30 年 1 月 15 日付け H29 教教教第 2100 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第80号

「仙台市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文, 顛末書,診断書,事情聴取記録,その他一切の添付文書等を含む) (平成 24 年度分)」 に係る公文書一部開示決定に対する審査請求 (諮問第80号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った一部開示決定は妥当ではなく、取り消されるべきである。

実施機関は、原処分において非開示とした情報のうち別表の「非開示相当と判断する部分」に掲げるもの以外の情報を開示する一部開示決定を行うべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)が、仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、「仙台市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む)(平成24年度分)」の開示を請求したのに対し、実施機関は平成24年度に仙台市立学校で発生した体罰又は体罰と疑われる行為を行った事案について校長から実施機関あてに提出された(1)職員の体罰に係る事故報告書(以下「事故報告書」という。)、(2)加害教員が記載し事故報告書に添付して実施機関あてに提出された顛末書(以下「顛末書」という。)、及び(3)当該報告事案に対して実施機関が行った事情聴取又は聞き取りの記録(以下「事情聴取等記録」という。)の3種の文書(以下「本件公文書」という。)を特定し、平成29年10月30日付けで一部開示決定を行った(なお、実施機関が特定した文書は①職員の体罰に係る事故報告書②教職員の事故について(報告)③顛末書④体罰事案の事情聴取⑤事故報告聞きとりについての5つであるが、このうち①及び②並びに④及び⑤はそれぞれ表題が異なるだけでそれぞれ同種の文書である。)。

本件審査請求は、請求人が本件一部開示決定の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主な理由は、概ね次のとおりである。 今回部分開示を受けた公文書の一部開示範囲は、条例、関連する大阪高等裁判所平成 18 年 12 月 22 日判決(平成 18 年 (行コ) 第 26 号、同第 68 号。以下「引用判決①」という。),大阪高等裁 判所平成 23 年 2 月 2 日判決(平成 22 年 (行コ) 第 153 号。以下「引用判決②」という。)及び神 戸地方裁判所平成 29 年 3 月 2 日判決(平成 28 年 (行ウ) 第 26 号。以下「引用判決③」という。) 等に照らし、違法な非公開部分を含むものである。

(1) 事故報告書の一部非開示について

ア 条例第7条第2号前段該当性について

(ア) 上記諸判決において、学校において教員が行った体罰は、加害教員に関しては「職務遂行に係る情報」であると認定され、「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされている。公務員の職務遂行情報は公にしても「当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合」とはいえない。

また、最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては、プライバシー型と個人識別型とで

個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。個人識別型の条例を有する自 治体においても、プライバシー型の条例を有する自治体と同様に事故報告書においては加害 教員の氏名も含め公開されるべきである。

体罰行為を行った加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく,開示されることはそも そも条例及び判例が予定しているところであり,教員名等の非開示は認められない。加害教 員の識別可能性を理由とした学校名,校長名その他職名,事務分掌,学年,文書記号,印影, 施設・教室の名称,部活動・クラブ活動の名称なども同等であり,条例に照らして違法な非 開示範囲が他にもあれば,全て開示されるべきである。

(4) 実施機関は本件公文書が「懲戒処分等の関係文書の添付文書である」ことをもって、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させ得る」としている。これは、加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が懲戒処分等を受けたこと、あるいは懲戒処分等を受ける蓋然性のある立場に置かれたことが明らかになるとの理由によるものであるが、上記諸判決でそうした理由での非公開は認められていない。懲戒処分を受けたことが明らかになること等の是非は担当裁判官も十分理解した上で教員名まで開示せよと判断したのであって、プライバシーを害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまると考えたものにほかならない。そもそも事故報告書自体には懲戒処分の内容は記されておらず、別の文書において懲戒処分の内容が開示されているとすれば、それは実施機関の判断なのであるから、事故報告書の氏名開示それ自体がプライバシー侵害にはならず、本件処分において条例第7条第2号の該当性をもちだすことは不当である。非開示情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、当該文書に懲戒処分等に関する記述がないにも関わらず、それを理由に非開

実施機関は、大阪高等裁判所平成16年11月18日判決(平成15年(行コ)第16号、同第27号)を引用した主張を行っているが、当該判決はその後に出された上記諸判決によっていずれも否定されているのであるから、当該判決の先例としての意味は失われている。

示とすることは、条例解釈の誤りであり違法である。

(ウ) 学校名や教員名を開示すると被害児童生徒が特定されるのではないかという点については、上記諸判決に照らせば、非開示が認められるのは被害児童生徒やその保護者(以下「被害児童生徒等」という。)の氏名、関係者の住所のみであると思われ、これらを除けば、「特定の個人が識別され得るもの」とはいえない。上記諸判決は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を採ることを求めており、教員名などは開示すべきと判示されている。教育委員会名その他の間接情報がわかると、学校名が、教員名が、ひいては児童生徒の特定が可能になるとの理論も司法判断で否定されている。

実施機関は、特定人基準を採るとするいくつかの裁判例を引用しているが、これらの裁判例に体罰報告書に関するものは一つもない。これらの裁判例については、引用判決③の審理の中でも援用されているが、全て退けられている。体罰報告書に関しては、原則として一般人基準を採るものとしている裁判例があるのであるから、それが第一に参照されるべきである。

事故報告書において,複数存在する児童生徒の中から一人を特定するためには,名簿など

の一般には手に入らない追加情報が必要である。「一般人基準」を採った引用判決③も、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深くかかわる例外的な体罰事例等において、児童生徒の特定可能性やプライバシー保護の必要性から、教員の氏名等を非開示とすることまでを禁じているものではないので、例外的な事情がある場合には、そのことを明示した上で非開示範囲を広げればよい。本件処分においては、対象となる全ての学校が一律に上記のような例外に当たるものと判断されている点に問題がある。

イ 条例第7条第2号後段該当性について

当該条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られる。 病歴などの例外的な事例があれば、それに限って非開示とすれば足りる。本条項を乱用することは危険であり、慎重に判断されるべきである。

インターネット上に本件公文書が掲載され、それを被害児童生徒等や同じ学級等に在籍していた児童生徒等が閲覧することによって、被害児童生徒の特定につながり得るという主張は、特定人基準を採るものだが、司法判断は児童生徒の特定可能性について「一般人基準」を採っており、これに反する。一般人の立場からすると、インターネットの検索によって関係児童生徒の名簿等を入手することはできず、児童生徒を特定することはできない。また、学校名や教員の氏名を公開したことにより児童生徒が特定されて問題になったという事件は、請求人の知る限り生じていない。

(2) 顛末書等の一部非開示について

ア 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、顛末書及び事情聴取等記録(以下「顛末書等」という。)について「職務遂行に係る情報ではない」とするが、認められない。これらに「事実経過」が書かれていることは 実施機関自ら認めていることであって、「人格に関する情報」が記されているとしても、それ らの情報を分離することは不可能ではなく、また、条例第7条第2号該当情報があるのであれ ば、その限りで部分公開すればよい。

引用判決①及び引用判決②では、確かに一律非開示でよいと認められているものの、これらはインカメラ審査のできない裁判所の判断である。その後、同種の案件に係る他の自治体の情報公開審査会において、インカメラ審査を経た上で、より実質的、限定的に解する答申が出ており、その内容は説得力のあるものである。記載内容に応じて丁寧に判断されるべきである。

イ 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号該当性は,関連する同種の裁判等で争われ,全て否定されてきている。

事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれについては、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。実施機関は、関係機関等から事情聴取による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとするが、実際に教員の氏名を公開している多くの自治体において、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすような事態は生じていないことから、実施機関の主張は主観的・形式的・抽象的なものである。

実施機関は,事情聴取が外部に公開されないことを前提として行われていることを理由に非 開示としているが,外部に公開されるかどうかは実施機関が自由に決定できることではなく, 条例に基づいて決められるべきことである。さらに、加害教員にとって重要なことは、相手方が人事権者であることであり、公開されることによって発言が変化することは考えられない。 非公開であれば「完全に確定されていない事実」が自由に記載されることになるとすれば問題であるし、また、公開されるのであれば「確実ではあるが表面的な事実関係のみ」が記載されることになるとすれば、それも問題である。

体罰教員が実名公開されることは、むしろ体罰抑止という「事務の適正な遂行」に資するものである。

個人情報該当性以外のこうした論点についても, 引用判決②において否定されている。

以上より,本件公文書の部分公開範囲は,条例,関連する諸判決等に照らし,違法な非公開 部分を含むものであり,本件決定は取り消されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭等により説明した一部開示決定の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 事故報告書の一部非開示について

ア 本件公文書のうち事故報告書は、平成25年1月23日付文部科学省初等中等教育局長及び同スポーツ・青少年局長の連名通知である「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」(以下「文部科学省通知」という。)を受けて、仙台市教育長が平成25年2月4日付で発出した「体罰禁止の徹底及び体罰等に関する実態調査について(通知)」、及び実施機関が平成25年4月22日付で発出した「職員の体罰に係る事故報告書の提出について」に基づき、平成24年度に発生した体罰又は体罰と疑われる行為を行った事案について市立学校の校長から提出されたものである。

学校における事故報告書の保存期間は3年間であり,本来保存期間の満了により本件開示請求の時点で文書不存在であったが,これより保存期間の長い「職員懲罰審査委員会伺書」等の文書に,当該事故報告書の写しが添付資料として保存されていたことから,請求に係る文書として特定し,開示を決定した。

イ 条例第7条第2号前段該当性について

(ア) 加害教員に係る情報について

公務員が懲戒処分を受けたことは、最高裁判所平成15年11月21日判決(平成12年(行 ヒ)第334号)により、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるから、非開示情報に該当すると判断されており、同様の理由により、条例においても非開示情報に該当するものと解される。また、指導監督上の措置についても、同様に解される。

本市が定める条例の解釈においても,条例第7条第2号ただし書いに規定する公務員の職務の遂行に係る情報とは,事業の実施等における公務員としての職務遂行に係る情報をいうものであり,公務員の勤務態度,勤務成績,処分歴等職員としての身分の取扱いに係る情報などは当たらないとしている。

本件事故報告書は、非違行為による懲戒処分等を調査検討するために学校から実施機関へ 提出されたものであり、本件事故報告書では加害教員の懲戒処分等の内容は不明であるとし ても,当該教員が何らかの懲戒処分等を受けたであろうことは容易に推察されるところであり,そうでなくとも非違行為により懲戒処分等を調査検討されたという事実に関する情報は, 当該教員の公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報である。

大阪高等裁判所平成 16 年 11 月 18 日判決においても、公務員が任命権者から懲戒処分等を前提として調査検討され、相当程度の蓋然性をもって懲戒処分等を受けるということは、公務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるから、公務員個人の私事に関して通常他人に知られたくないと認められる情報であるというべきであり、個人のプライバシー情報に該当するとの見解が示されている。

(イ) 被害児童生徒の個人識別性の判断について

被害児童生徒の個人識別性の判断においては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素になる。本件においては、その集団の例として、被害児童生徒と同じ学級や部活に所属する生徒及びその保護者、当該学校の教職員、近隣住民等が考えられるが、そのような集団において、加害教員の氏名、学校名等の情報が開示されれば、被害児童生徒の特定につながり、体罰行為に至る経過、当該児童生徒の原因行動、被害状況及び保護者の言動、当該行為後の被害児童生徒らへの影響並びに学校が判断する被害児童生徒の性格や日頃の行動等に対する評価的な事実状況等が公になることから非開示としたものである。当該行政情報がインターネット等で公開され、それを被害児童生徒、体罰行為の発生時に同じ現場にいた児童生徒等が目にした場合、事故発生日時とその他の情報を照合することにより、被害児童生徒が特定される可能性がある。

個人識別性の判断にあたっては、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」も含まれ、この「他の情報」の判断基準として、請求人はいわゆる一般人基準の採用を主張しているが、個人情報の保護に万全を期すためには、一律に一般人の知り得る情報に限定して非開示とすることは必ずしも妥当ではない。被害児童生徒等が日常的に接する特定の範囲の者にこそ知られたくない情報もあり、そのような情報はより強く保護されるべきであることから、特定の範囲の者が入手し得る情報も「他の情報」に当たると解すべきである。

この点について、情報公開法の解釈として、いわゆる特定人基準を採用した裁判例を引用 した文献もあり、また、これらの裁判例以外にも、特定人基準を採る裁判例は複数あり、特 定人基準は司法判断において何ら否定されたものではない。

また、インターネット等で公開された場合、被害児童生徒等が精神的苦痛を受け、又は、 事故発生当時に在籍していた児童生徒等が被害児童生徒等を誹謗中傷する可能性も皆無と は言い切れない。本件処分においては、被害児童生徒の特定につながる可能性のある部分に 加え、被害児童生徒等が精神的苦痛を受けたり、誹謗中傷を受けたりすることにつながる可 能性のある部分についても非開示としたものである。

ウ 条例第7条第2号後段該当性について

本件公文書には, 関係者の発言, 意見及び見解並びに校長の所見等が記載されていることか

ら,被害児童生徒等が精神的な苦痛を受ける可能性のある部分等を非開示としたものである。 被害児童生徒が精神的影響を受けることがないよう最大限配慮した結果であり,本条項の濫用 には当たらない。

(2) 顛末書等の一部非開示について

ア 条例第7条第2号後段該当性について

顛末書等には、事実経過のほか、当該職員の反省、心情など人格と密接に結びつく情報が記載されており、これらの情報は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することから非開示にすることとしたものである。

イ 条例第7条第6号該当性について

本件公文書は、加害教員の懲戒処分等につながるものであり、また当該教員及び被害児童生徒の評価に係るものであるため、その性質上公開されないことを前提としている。加害教員への事情聴取においては、公務員の守秘義務に基づき外部に公開されないことを前提として、率直な事情を述べてもらうこととしている。

本件公文書が開示されることとなれば、外部に公になることを懸念して、校長や加害教員が詳細な事実関係の報告や、率直な事情の供述を躊躇することは大いにあり得るといえ、そのような報告や供述等を得ることができなければ、懲戒処分等の検討等、教職員の服務管理に関する事務を適正に遂行することは困難である。このように事務の適正な遂行への支障は実質的なものであり、主観的・形式的・抽象的なものではない。

(3) 過去の類似事案に対する答申の踏襲について

本件の類似事案について仙台市情報公開審査会の答申(平成18年3月24日付答申第18号及び平成19年5月25日付答申第24号)があり、この答申の内容も踏まえ、本件請求に対しても同様の考え方で本件処分を決定しているものである。

5 審査会の判断

(1) 争点となる非開示情報について

本件公文書において実施機関が非開示とした情報のうち,請求人が開示すべきであると主張しているものについては、次の[1]から[3]に分類することができる。

- [1] 加害教員に係る情報
 - ① 学校名・文書記号・校長印・体罰行為の発生場所等,加害教員の所属する学校を特定し得る情報
 - ② 加害教員の氏名, 校長その他加害教員以外の学校職員の氏名, 加害教員が担任する学年・組, 加害教員の担当教科・校務分掌及び加害教員が顧問を担当する部活動名
- [2] 児童生徒に係る情報
 - ③ 児童生徒の学年・組・性別
 - ④ 中学校の生徒が所属する部活動名・部活動における役職・ポジション等, 部活動名が推知 され得る情報
- [3] 顛末書等の本文等

- ⑤ 顛末書等の本文等のうち事実経過として記載されている情報([1]及び[2]を除く) そこで、これらの情報について、当審査会において本件公文書を見分した結果を踏まえ、条例 に定める非開示事由ごとに、実施機関の決定の妥当性を検討する。
- (2) 条例第7条第2号前段該当性について
 - ア 本条本号前段の運用解釈について

本号前段は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得る情報が記録されている公文書については、これを非開示とする旨を定めたものである。明らかに個人のプライバシーに関する情報であると判断できるものはもとより、およそ個人に関する一切の情報は原則非開示とすることとしている。

一方,本号ただし書において,法令の定めや慣行により公になっている情報など個人の権利 保護の観点から非開示とする必要のないものや,公務員の職務の遂行に係る情報など公益上公 にする必要性の認められるものについては,例外的に非開示情報から除くこととしている。

イ 体罰に係る情報は教員の職務遂行情報に該当するか

実施機関は、本件公文書は非違行為による懲戒処分等の要否を検討するために学校から提出 されるものであることから、加害教員の氏名を開示し、当該教員が懲戒処分等の要否を調査検 討されたという事実が明らかになることにより、当該教員の公務員の立場を離れた個人として の評価をも低下させる性質を有する情報であることから、私事に関する側面も含むものという ことができ、公務員の職務の遂行に係る情報には当たらず、非開示とすることが妥当である旨 を主張するので、この点について検討する。

本件公文書のうち事故報告書は、文部科学省通知に基づいて実施した実施機関による調査に対し、市立学校の校長から提出されたものである。当審査会が見分したところ、この文部科学省通知は、平成24年末に発生した部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自死事案をきっかけとして発せられ、「体罰」について、学校教育法(昭和22年法律第26号)第11条に定める校長及び教員による児童生徒への懲戒の内容が「身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に該当すると判断された場合は、体罰に該当する。」との解釈に基づき、各都道府県教育委員会教育長及び各政令指定都市教育委員会教育長等に対し、学校への体罰禁止の趣旨の周知徹底、教員等の意識向上のための指導、体罰を行った教員等に対する厳正な対応、教員等と児童生徒等との信頼関係の構築及び体罰の実態の把握と報告を求めている。本件事故報告書で報告された事案の中には、児童生徒の全ての保護者にアンケートを行い、「お子さん本人が教員から『殴られたこと・蹴られたこと』や『正座や直立等の姿勢を長時間させられたなどの肉体的苦痛を与えられたこと』がありますか」という質問に回答された事案も含まれている。

この調査及び文部科学省通知の趣旨からすると、事故報告書として実施機関に提出する目的が、体罰を行った教職員等の懲戒処分等の要否の検討のみにあると認めることはできず、たとえ本件公文書が懲戒処分等の要否の検討の際の添付資料であったとしても、本件の開示請求は、2記載のとおり「仙台市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む)(平成24年度

分)」なのであって、かつ、本件公文書を開示することによって本件公文書が懲戒処分等の要 否の検討の際の添付資料であることが明らかになるものではないのであるから、本件公文書が 懲戒処分等の要否の検討の際の添付資料であったことのみを取り上げて開示又は非開示を判 断することは妥当ではない。

さらに当審査会が実施機関に確認したところ、本件で検討がなされた懲戒処分等には、地方公務員法(昭和25年法律第261号)上の懲戒処分のほか、文書訓告、口頭訓告、厳重注意などの指導監督上の措置も含まれており、本件において実際に地方公務員法上の懲戒処分を受けた事案はごく一部に留まるものであった。それ以外の事案に対しては、指導監督上の措置がなされているものの、体罰又は体罰と疑われる行為を行った教員が、校長等の指導監督者から厳重注意等の指導を受けることは通常のことであり、このような場合の情報公開に関しても一律に懲戒処分と同様に解するとすれば、およそ体罰という非違行為を行った公務員個人を識別することができる情報は全て非開示となり、条例の趣旨や目的が没却されかねない。そもそも、本市の情報公開制度が、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とし、公務員の職務の遂行に係る当該公務員の職、氏名、当該職務遂行の内容については原則開示としていることに鑑みると、市政に関し市民に説明する責務は、単に適切に行われた公務員の職務遂行に関する情報のみに向けられているものではなく、非違行為など違法・不当と評価され得るような公務員の職務遂行に関する情報についても向けられていると解すべきである。

また、本件事故報告書作成の前段で、実施機関は児童生徒の全ての保護者にアンケートを行っており、体罰が懸念される事実を広く把握しようと努めたことが認められる。これにより、相当に幅広く多様な事案が報告されており、このことからも、この事故報告書に係る事案を公表したとしても、直ちに私人としての評価の低下につながるものではないといえる。

以上より、本件事故報告書に記載された情報が、公務員の立場を離れた個人としての評価を も低下させる公務員の私事に関する情報とまで認めることはできず、(1) [1]加害教員に係る 情報を非開示としたことは妥当とはいえない。

ウ 児童生徒を特定し得る「他の情報」に該当するか

実施機関は、加害教員の氏名や所属する学校名等を開示した場合、「他の情報」と照合する ことにより、被害児童生徒の特定につながるおそれがあると主張している。

「他の情報」とは、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの、不動産登記簿など法令の規定により何人でも閲覧が認められている情報をいい、特別の調査を行うなど、探索的かつ迂遠な方法によって入手し得る情報については、「他の情報」には含まれないものと解される。

そこで以下, (1)[1]又は[2]の情報が, それぞれ本号前段に定める「他の情報」に該当するか検討する。

(1)[1]①学校名・文書記号・校長印・体罰行為の発生場所等,加害教員の所属する学校を特定 し得る情報及び②加害教員の氏名,校長その他加害教員以外の学校職員の氏名,加害教員が担 任する学年・組,加害教員の担当教科・校務分掌及び加害教員が顧問を担当する部活動名 学校では保護者向けに学校の運営に関するお知らせとして学校だよりを作成し、また広く地域住民に学校の運営への理解や協力を求めることを目的としてそれぞれの学校が独自にホームページを開設し、学校だよりと同様の内容を含めた学校行事や部活動の様子等の情報を掲載している。学校だよりやホームページには年度当初に各学年のクラス担任や部活動の顧問を担当する教員の氏名を掲載する場合もあり、そうした情報は一般人も自由に閲覧することができることから、加害教員の所属する学校が特定されることにより、当該教員の担任する組や顧問を担当している部活動を了知できる可能性はあるものの、当該組の児童生徒名簿や当該部活動の部員名簿についてまで、一般人が入手可能と認めることはできない。

したがって、学校名など加害教員の所属する学校を特定し得る情報、学級担任である教員 の氏名並びに部活動顧問を担当している教員の氏名は、それのみをもって児童生徒個人を特 定できる情報とはいえない。

(1)[2]③児童生徒の学年・組・性別

本件一部開示決定においては事故報告書に記載されている事案の発生日が開示されていることから、当該日付を含む年度における児童生徒の学年若しくは組又は性別が特定された場合、当該学年や組の児童生徒名簿と照合することによって、本件公文書に記載された児童生徒が識別される可能性がある。

しかしながら、前述のとおり、当該学年の組ごとの児童生徒名簿は、一般に何人でも入手 可能な情報とはいえないことから、児童生徒の学年若しくは組又は性別は、それのみをもっ て児童生徒個人を特定できる情報とはいえない。

ただし、当該組の児童全員が被害を受けた場合など、事案によっては、児童生徒の名簿と 照合しなくても、学年及び組が特定されることのみをもって被害児童が特定される場合が あり、そうした事案については学年、組、性別等の情報を非開示とすることもあり得る。

(1)[2]④部活動名・部活動における役職・ポジション等,中学校の生徒が所属する部活動名が推知され得る情報

部活動名についても、当該部活動の部員名簿と照合しない限り、生徒個人を特定できる情報であるとは言い難い。しかしながら、部活動は部員の人数に大小の差があり、活動内容も部活動によって大きく異なる。そうなると、人数やその活動を特徴づける記述等既に開示されている情報との組み合わせによっては生徒の識別が可能となる場合も想定される。

一方で、通常の授業に比して、部活動は活動内容ごとに特徴があり、その特徴が体罰行為の態様そのものに関わってくる場合があることから、体罰に至った原因や経過を把握するに当たり、部活動の内容は重要な要素の一つであるといえ、これを知ることは市民等の正当な関心事であると思料される。なお、今回の体罰等に関する実態調査の契機となった文部科学省通知においては、平成24年末に部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自死事案を示したうえで、教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持つべきであることが明記されているところである。

前述のとおり、本市の情報公開制度は、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主

的な市政の推進に資することを目的としていることに鑑みると、部活動の内容に係る非開 示の範囲は必要最小限に留めるべきであるため、本件においては、部活動名及びその部活 動における役職、ポジション等については原則開示し、これらの情報と組み合わせること により生徒が識別される可能性のある学年又は組の情報については、非開示とすることが 相当である。

エ 特定人基準によるべきとする考えについて

実施機関は、個人情報の保護に万全を期すためには、一律に一般人の知り得る情報に限定して非開示とすることは必ずしも妥当ではなく、被害児童生徒等が日常的に接する特定の範囲の者にこそ知られたくない情報もあり、そのような情報はより強く保護されるべきであることから、特定の範囲の者が入手し得る情報も「他の情報」に当たると解すべきであると主張する。確かに、関係者が公文書開示請求を行った場合、学校名や加害教員の氏名その他の情報から被害児童生徒が特定される可能性は否定しえない。しかしながら、当該児童生徒や事故に関わる情報をもともと保有している者、さらにそのような情報を入手しやすい状況にいる関係者をも想定して個人識別性を判断するとすれば、非開示の範囲が無限に広がりかねず、情報公開制度の趣旨を損なう結果となり、相当ではない。

したがって、本件における非開示の考え方としては、一般人が通常の方法で入手し得る情報 と照合することにより、被害児童生徒を特定することが相当程度の確実性をもって可能と認め られる場合に限り、非開示とすることが相当である。

なお、特定の立場にある者が入手し得る情報と照合することで被害児童生徒が特定され、当該児童生徒等の情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、又は社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合には、一般人を基準とすることが相当とはいえないが、本件における個人識別性を判断するにあたって、これら特段の事情を認めることはできない。

(3) 条例第7条第2号後段該当性について

ア 本条本号後段の運用解釈について

本号後段は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものを非開示とすべきことを定めている。「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」とは、カルテや始末書、反省文のような個人の人格と密接に関わる情報や、病気や障害の情報など個人の機微に触れる情報など、個人識別性がある部分を除いたとしても、それを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

そこで以下,(1)[3]⑤顛末書等の本文等において事実経過として記載された情報を,個人の 人格と密接に関わる情報から切り分けて開示することができるか検討する。

イ 顛末書等の本文等について

当審査会が本件公文書を見分したところ, 顛末書の非開示箇所には, 体罰が発生した日時や 場所, 発生状況やその後の経過といった事実関係を記載した部分と, 加害教員の反省, 決意等 の心情を述べている部分とが認められた。また, 事情聴取等記録の非開示箇所には, 実施機関 が加害教員から聴取した際の質問及びそれに対する加害教員の回答が記載されており, 顛末書 本文と同様に,体罰発生時の状況やその後の経過といった事実関係を記載した部分と,加害教員の反省等の心情を述べている部分とが認められた。

これら加害教員の反省,決意等の心情を表した部分は,体罰又は体罰と疑われる行為を行ってしまったことに対する反省や後悔,今後に向けての決意など,個人の内心を述べたものであって,加害教員の人格と密接に結びつく情報であるといえる。したがって,これらの情報を公にすると個人の権利利益を害するおそれがあることから,条例第7条第2号後段に該当し,非開示とすることが相当である。

しかしながら、顛末書等において実施機関が非開示とした箇所の中には、既に体罰報告書において開示している情報や、単に事実関係として述べられているに過ぎないものも相当程度認められた。したがって、(1)[3]⑤顛末書等の本文等のうち事実経過として記載されている情報については、他に非開示とすべき事由に該当しない限り、加害教員の心情を述べている部分と切り分け、開示することが相当である。

ウ 児童生徒の機微に触れる情報について

実施機関が本件処分において非開示とした箇所のうち,事実経過として記載されている箇所については前述のとおり原則として開示することが相当であるが,その一部には児童生徒の病気や障害などに関する情報が含まれており,それらは児童生徒の機微に触れる情報であって,通常,他人に知られたくない情報として取り扱うべきである。したがって,これらの情報を開示した場合,特定の個人を識別することはできないとしても,公にすることにより,なお個人の権利利益を害するおそれがあることから,これらの情報は条例第7条第2号後段に該当し,非開示とすることが相当である。

エ インターネット等の使用に対する考慮について

実施機関は、インターネット等で公開されると、被害児童生徒等が精神的苦痛等を受ける可能性があることから、本号後段に該当する旨を主張しているが、抽象的な主張に留まり、本号に該当するといえる理由はない。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 本条本号について

本号は、公にすることにより、市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を非開示とする旨を定めたものである。

イ 開示することにより教職員の服務管理に関する事務への支障が生じるおそれのある情報に 該当するという考えの妥当性について

実施機関は、本件公文書はいずれも公開を前提としているものではなく、これらの文書が公開されるとなれば、校長や関係職員は、詳細な事実関係の報告や率直な事情の供述を躊躇する可能性があり、懲戒処分等の検討等、教職員の服務管理に関する事務への支障が生じるおそれがある旨を主張するので、この点について検討する。

本号において、公にすることにより、市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の行う事務 又は事業の適正に支障を及ぼすおそれがある情報とは、当該情報を開示することによる利益と 開示することによる支障とを比較衡量した結果、開示することの公益性を考慮してもなお、当 該事務または事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度の情報を言う。この支障を及ぼすおそれとは、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性を要求される。

確かに、体罰又は体罰と疑われる行為があった場合等に実施機関が行う事情聴取においては、 関係した教職員にとって自己に不利益な事実を聴取されること自体から、自己を弁護する姿勢 に傾くことは避けられないものであり、自己の氏名等が公開されることになれば、事情聴取に 際して、このような傾向が高まる可能性は否定し得ない。

しかし、そのような可能性があるだけでは、当該情報が法的保護に値する程度の高度の蓋然性を有しているとは評価できないのであって、結局、教職員の服務管理に関する事務及び事業の適正な執行に及ぼす支障が看過しえない程度の情報ということはできない。

よって、事務への支障のおそれは抽象的な可能性に留まるものであることから、条例第7条 第6号に該当しないと解するのが相当である。

(5) その他

実施機関は、仙台市情報公開審査会答申第 18 号及び同第 24 号と同様の考え方で本件処分を 決定していると主張しているが、本件事案はあくまでも体罰に係る報告書が対象となった事案 であり、懲戒処分に係る文書を扱った答申第 18 号及び同第 24 号とは異なるものである。

(6) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

	公文書の名称・内容等		非開示相当と判断する部分
1校目	仙台市立A高等学校 (平成25年4月25日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
		顛末書	・被害生徒の学年 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,9行目33文字目から 17行目行末まで)
	仙台市立B中学校 (平成 25 年 4 月 26 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
2校目		顛末書	・被害児童生徒の学年 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,7行目25文字目以降 の全て)
		事情聴取等記録	・被害児童生徒の学年 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,45 行目行頭以降 の全て)
	仙台市立C中学校 (平成 25 年 4 月 30 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
3校目		顛末書	・被害生徒の氏名,学年及び組 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,14 行目34 文字目以降 の全て)
		事情聴取等記録	・被害生徒の学年 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,23 行目行頭から 行末まで,38 行目行頭から39 行目行末まで及び41 行目行 頭以降の全て)
	仙台市立D中学校 (平成 25 年 4 月 26 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日・被害児童生徒の氏名,現住所及び保護者氏名
4校目		顛末書	・被害児童生徒の氏名 ・被害児童生徒の機微に触れる情報 (顛末書本文に記載された字句のうち,7行目29文字目から7行目38文字目まで) ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,21行目行頭以降の全て)
		事情聴取等記録	・被害児童生徒の機微に触れる情報 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,17 行目4文字目 から9文字目まで,22 行目8文字目から11 文字目まで及 び22 行目28文字目から35文字目まで) ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,19 行目行頭から 行末まで,31 行目行頭から32 行目行末まで及び34 行目行 頭以降の全て)

公文書の名称・内容等			非開示相当と判断する部分
5校目	仙台市立E中学校 (平成 25 年 4 月 30 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
		顛末書	・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,11 行目 36 文字目以降 の全て)
		事情聴取等記録	・被害児童生徒の学年 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,33 行目行頭から 35 行目行末まで及び37 行目行頭以降の全て)
		事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童の氏名,現住所及び保護者氏名
6校目	仙台市立F小学校 (平成 25 年 4 月 26 日付)	顛末書	・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,24 行目32 文字目から 26 行目行末まで及び28 行目行頭以降の全て)
		事情聴取等記録	・被害児童の氏名 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,1頁目22行目9 文字目から23行目行末まで及び2頁目19行目行頭以降の全 て)
	仙台市立G小学校 (平成 25 年 4 月 26 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
7校目		顛末書	・被害児童生徒の学年及び組 ・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,11行目24文字目以降 の全て)
		事情聴取等記録	・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,1 頁目 16 行目 19 文字目から行末まで,1 頁目 18 行目行頭から行末まで,1 頁目 20 行目 16 文字目から行末まで,1 頁目 24 行目行頭から行末まで,2 頁目 12 行目 4 文字目から行末まで及び2 頁目 14 行目行頭以降の全て)
8校目	仙台市立H小学校 (平成 25 年 4 月 26 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童の氏名,現住所及び保護者氏名
		顛末書	・被害児童の氏名 ・被害児童の個人の特定につながる情報 (顛末書本文に記載された字句のうち、1頁目 22 行目 6 文字目から 25 文字目まで) ・加害教員の反省、心情及び決意等を述べている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち、1頁目 1 行目 28 文字目から 2 行目行末まで、1頁目 9 行目 42 文字目から 10 行目行末まで、1頁目 14 行目 34 文字目から 15 行目 2 文字目まで、1頁目 18 行目 31 文字目から 20 行目行末まで、2頁目 2 行目 35 文字目から 4 行目行末まで及び 2 頁目 15 行目 31 文字目以降の全て)

公文書の名称・内容等			非開示相当と判断する部分
		事情聴取等記録	・被害児童の氏名 ・被害児童の個人の特定につながる情報 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,1頁目6行目4文字目から31文字目まで) ・被害児童の機微に触れる情報 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,1頁目6行目32文字目から7行目21文字目まで及び2頁目11行目行頭から12行目5文字目まで)・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分(事情聴取書本文に記載された字句のうち,2頁目30行目行頭から34行目行末まで及び2頁目36行目行頭以降の全て)
		事故報告書	・加害教員の生年月日,現住所及び電話番号・被害生徒の氏名,生年月日,住所,電話番号及び保護者氏名
	仙台市立I中学校	顛末書	・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,7行目4文字目以降の 全て)
9校目 "	(平成 24 年 5 月 10 日付)	事情聴取等記録	・被害生徒の機微に触れる情報 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,4行目2文字目から5行目行末まで及び18行目26文字目から19行目行末まで) ・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,24行目行頭から行末まで及び26行目行頭以降の全て)
	仙台市立 J 中学校 (平成 25 年 4 月 30 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
10 校目		顛末書	・被害生徒の氏名,学年及び組 ・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,32 行目行頭以降の全 て)
		事情聴取等記録	・被害生徒の学年 ・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,29 行目行頭から 32 行目行末まで及び34 行目20 文字目以降の全て)
	仙台市立K小学校 (平成 25 年 4 月 30 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所及び保護者氏名
11 校目		顛末書	・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,1行目38文字目から 2行目行末まで,3行目27文字目から4行目15文字目まで 及び7行目31文字目以降の全て)
12 校目	仙台市立L小学校 (平成 25 年 4 月 30 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童の氏名,現住所及び保護者氏名
		顛末書	・被害児童の氏名 ・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,9行目36文字目から10行目17文字目まで,14行目21文字目から15行目17文字目まで及び17行目12文字目以降の全て)

公文書の名称・内容等			非開示相当と判断する部分
		事情聴取等記録	・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,2頁目2行目38 文字目から3行目12文字目まで,2頁目18行目18文字目 から19行目行末まで,2頁目26行目行頭から27行目行末 まで,2頁目29行目行頭から31行目行末まで,2頁目33 行目18文字目から行末まで,2頁目34行目2文字目から行 末まで及び2頁目35行目35文字目から36行目行末まで)
	仙台市立M小学校	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所及び保護者氏名
13 校目	(平成 25 年 4 月 30 日付)	顛末書	・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,1行目37文字目から 2行目行末まで及び22行目行頭以降の全て)
		事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
14 校目	仙台市立N中学校 (平成25年4月30日付)	顛末書	・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,5行目4文字目から8 行目行末まで及び15行目13文字目以降の全て)
		事情聴取等記録	・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (事情聴取書本文に記載された字句のうち,24 行目行頭から 25 行目行末まで及び27 行目行頭以降の全て)
		事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
15 校目	仙台市立O高等学校 (平成 25 年 4 月 25 日付)	顛末書	・被害生徒の氏名及び学年 ・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,2行目5文字目から3 行目行末まで,14行目41文字目から16行目行末まで及び 29行目27文字目から36行目行末まで)
		事情聴取等記録	・被害生徒の学年 ・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (事情聴取書本文の「4 事情聴取内容」に記載された字句の うち,20行目行頭から12文字目まで,33行目行頭から行末 まで,42行目行頭から43行目行末まで及び45行目行頭以降の全て)
16 校目	仙台市立P小学校 (平成 25 年 4 月 26 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所及び保護者氏名
		顛末書	・加害教員の反省,心情及び決意等を述べている部分 (顛末書本文の「記」以降に記載された字句のうち,8行目3 文字目から10行目行末まで)
17 校目	仙台市立Q小学校 (平成 25 年 4 月 26 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所及び保護者氏名

公文書の名称・内容等			非開示相当と判断する部分
		顛末書	 ・被害児童生徒の機微に触れる情報であり、かつ、加害教員の 反省、決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち、8行目行頭から10行 目36文字目まで) ・加害教員の反省、決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち、10行目37文字目以降 の全て)
	仙石本立及小学校	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所及び保護者氏名
18 校目	仙台市立R小学校 (平成 25 年 4 月 24 日付)	顛末書	・被害児童生徒の氏名 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,3行目34文字目以降 の全て)
	仙台市立S小学校	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所及び保護者氏名
19 校目	(平成 25 年 4 月 26 日付)	顛末書	・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,11 行目行頭から以降 の全て)
	仙	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童の氏名,現住所及び保護者氏名
20 校目	仙台市立T小学校 (平成24年4月30日付)	顛末書	・被害児童の氏名 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,10 行目 27 文字目から 11 行目行末まで及び 13 行目行頭から 14 行目行末まで)
		事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童の氏名,現住所及び保護者氏名
21 校目	仙台市立U小学校 (平成 25 年 4 月 30 日付)	顛末書	・被害児童及び保護者の氏名 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,14 行目 37 文字目から 15 行目 2 文字目まで及び23 行目行頭以降の全て)
22 校目	仙台市立V小学校 (平成 25 年 4 月 30 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童の氏名,現住所及び保護者氏名
		顛末書	・被害児童の氏名 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,1頁目3行目42文字目から4行目行末まで,2頁目8行目26文字目から39文字目まで及び2頁目12行目行頭以降の全て)
23 校目	仙台市立W小学校 (平成 25 年 4 月 30 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所及び保護者氏名
		顛末書	・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,8行目行頭以降の全 て)

公文書の名称・内容等			非開示相当と判断する部分
24 校目	仙台市立X小学校 (平成 25 年 4 月 30 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所及び保護者氏名
		顛末書	・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,5行目5文字目から 10文字目まで及び6行目行頭以降の全て)
	仙台市立Y小学校	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所及び保護者氏名
25 校目	(平成 25 年 4 月 24 日付)	顛末書	・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち, 6 行目行頭以降の全 て)
		事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所及び保護者氏名
26 校目	仙台市立Z中学校 (平成25年4月26日付)	顛末書	・被害児童生徒の氏名 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,11 行目行頭以降の全 て)
	仙台市立 a 中学校	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒及び関係児童生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
27 校目	(平成 25 年 4 月 26 日付)	顛末書	・被害児童生徒及び関係児童生徒の氏名,学年及び組 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,14 行目行頭以降の全 て)
	仙台市立 b 中学校	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
28 校目		顛末書	・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,6行目9文字目から8 行目9文字目まで及び9行目行頭以降の全て)
		事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
29 校目	仙台市立 c 中学校 (平成 25 年 4 月 30 日付)	顛末書	・被害児童生徒の氏名及び学年 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,4行目行頭以降の全 て)
30 校目	仙台市立 d 中学校 (平成 24 年 10 月 5 日付)	事故報告書	・被害生徒及び関係生徒の氏名,住所,学年,組,生年月日並 びに保護者氏名
		顛末書	・被害生徒及び関係生徒の氏名,学年及び組 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (平成25年4月30日付けの顛末書本文に記載された字句のうち,7行目33文字目から8行目行末まで及び11行目3文字目以降の全て,並びに平成25年5月10日付けの顛末書本文に記載された字句のうち,7行目36文字目から9行目行末まで及び12行目3文字目以降の全て)

公文書の名称・内容等			非開示相当と判断する部分
	仙台市立 e 中学校 (平成 25 年 4 月 26 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所・被害児童生徒の氏名,現住所,学年,組及び保護者氏名
31 校目		顛末書	・被害児童生徒の学年 ・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,5行目行頭以降の全 て)
	仙台市立 f 中学校 32 校目 (平成 25 年 4 月 24 日付)	事故報告書	・加害教員の生年月日及び現住所
32 校目		顛末書	・加害教員の反省,決意等の心情が表されている部分 (顛末書本文に記載された字句のうち,8行目 14 文字目から 17 行目行末まで)

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第80号)

年 月 日	内容
平成 30. 1. 15	・実施機関(教育局教育人事部教職員課)から諮問を受けた
30. 1. 24	・実施機関から弁明書を受理した
30. 1.31 (平成 29 年度第1回 情報公開審査会)	・実施機関から事案の説明及び意見を聴取した・諮問の審議を行った
30. 2. 9	・請求人から反論書を受理した
30. 3. 6 (平成 29 年度第 2 回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
30. 5.14 (平成 30 年度第1回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
30. 7. 10 (平成 30 年度第 2 回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
30. 9. 5 (平成 30 年度第 3 回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
30. 11. 19 (平成 30 年度第 4 回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
31. 1.30 (平成30年度第5回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
31. 3. 20 (平成 30 年度第 6 回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った